

農薬の販売に関する届出について

1 どのような場合に届出が必要か

- ・農薬の販売を開始するとき
- ・農薬の販売場所を増設したとき
- ・農薬販売届をしているが、その届出の記載事項に変更があったとき
- ・農薬の販売を廃止したとき
- ・農薬の販売場所を廃止したとき など

2 提出書類

届出に必要な書類は次のとおりです。なお、様式第1号～第3号、添付資料については、販売場所が複数ある場合は、**販売場所ごと**に作成してください。

	・市内において新たに販売を開始する ・販売場所を新設する	・既に届出を出しているが、届出者が変更になった	・既に届出を提出しているが、販売所が変更になった	・販売場所を廃止する場合 ・販売を全てやめる場合
届出の時期	販売開始までに	変更事由発生後2週間以内		廃止後2週間以内
様式第1号	○ (販売所ごとに1部)			
様式第2号		○ (販売所ごとに1部)	○ (販売所ごとに1部)	
様式第3号				○ (販売所ごとに1部)
添付資料	○ (販売所ごとに1部)		○ (販売所ごとに1部)	
返信用封筒(切手貼付)	○	○	○	○
届出者の住所・氏名を証する書類	○(1通)	○(1通)		
既に交付されている受理証		○	○	○
遅延理由書	所定の届出の時期を過ぎて提出する場合に必要(1部)			

〔届出者の氏名、住所を証する書類の例(届出者の氏名、住所が確認できるもの)〕

- ・個人の方…住民票や免許証の写し
- ・法人の方…法人登記簿や定款 など (3ヶ月以内のものであればコピー可)

〔郵便切手について〕

届出を受理した場合は、受理証を送付します。また、記載事項に不備がある場合は

受理せず、届出書類を返送します。受理証等の送付先を記載した封筒に切手を貼付したものを届出書類に同封してください。

なお、返信する書類は1販売所につきA4用紙2～3枚です。
貼付する切手の金額の目安は次のとおりです。

	(定形封筒の場合)	(定形外封筒の場合)
・届出が 2販売所以下…	84円	120円～
・ 〃 5販売所以下…	94円	

3 届出の記入要領

〔様式第1号～第3号共通〕

- ① 届出を行った年月日を記入。郵送で届出の場合は投函する年月日。
- ② 郵便番号、住所、氏名、電話番号
- ③ 販売業務を行う営業所の所在地及び名称
届出者（本社）と同じ場合も記入してください。

〔様式第2号〕

受理証を紛失した場合は「3 その他」にその旨を記載の上、当変更に係る変更前の事項を記載してください。

〔様式第3号〕

受理証を紛失した場合は「3 その他」にその旨を記載してください。

〔添付資料〕

- ① 販売する農薬の概要
代表的な取扱農薬の商品名を記載してください。（商品名が多い場合は表が埋まるまで記載してください。）なお、毒劇物指定農薬を販売する場合はその商品名を優先的に記載してください。
- ② 販売に関係する製造者、輸入者及び販売者
農薬の仕入先を記載してください。
- ③ 年間農薬販売額
当該店舗において1年間に取扱う農薬の販売額（または販売予定額）を記載してください。

〔届出の遅延が生じた場合〕

届出書類の提出については、販売開始にあたっては販売開始の日までに、また届出内容に変更を生じた場合、及び販売を廃止する場合については、事由が発生した日から2週間以内に届け出ることとなっています。

やむを得ない理由によって、定められた期限内に届出書類の提出ができない場合は、遅延理由書を併せて提出してください。

4 農薬販売届受理証再交付申請書について

農薬販売業届受理証を紛失・破損した方は、再交付申請を行ってください。

〔提出書類〕

- ① 様式第6号
- ② 破損した場合は破損した受理証
- ③ 受理証等の送付先を記載した封筒・郵便切手（額面は届出に準じます）

5 その他

- ① 様式第1号～様式第3号，添付資料はA4版で印刷してください。
- ② 届出書類を事前にFAXしていただければ，内容を確認してお答えします。
- ③ 手続きの詳しい内容・様式については，三次市のホームページへ掲載しておりますので，参考にしてください。

★三次市へ提出される場合の届出書類提出先，届出に関するお問合せ先は次のとおりです。

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

三次市産業振興部農政課

電話：(0824)62-6164 Fax：(0824)64-0172

Email：nousei@city.mivoshi.hiroshima.jp